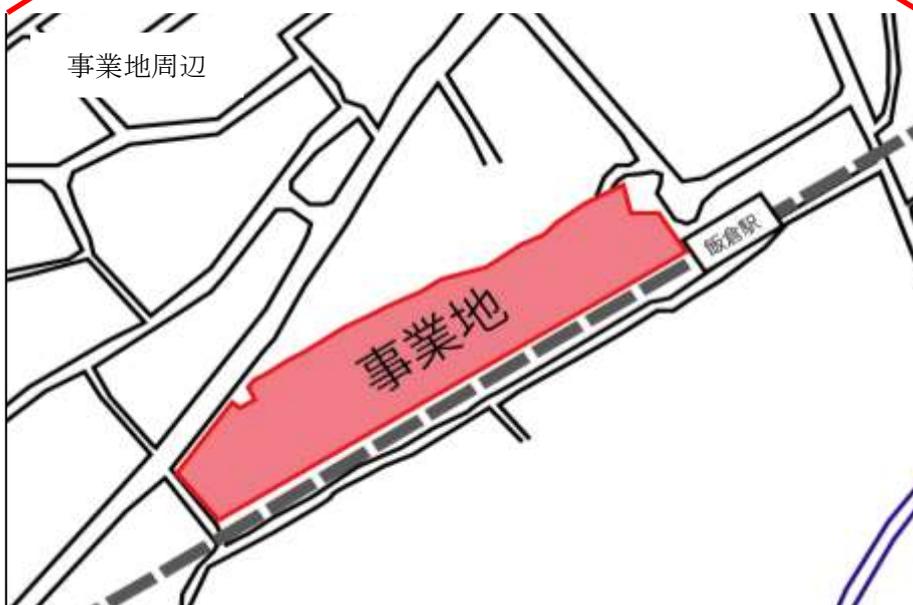
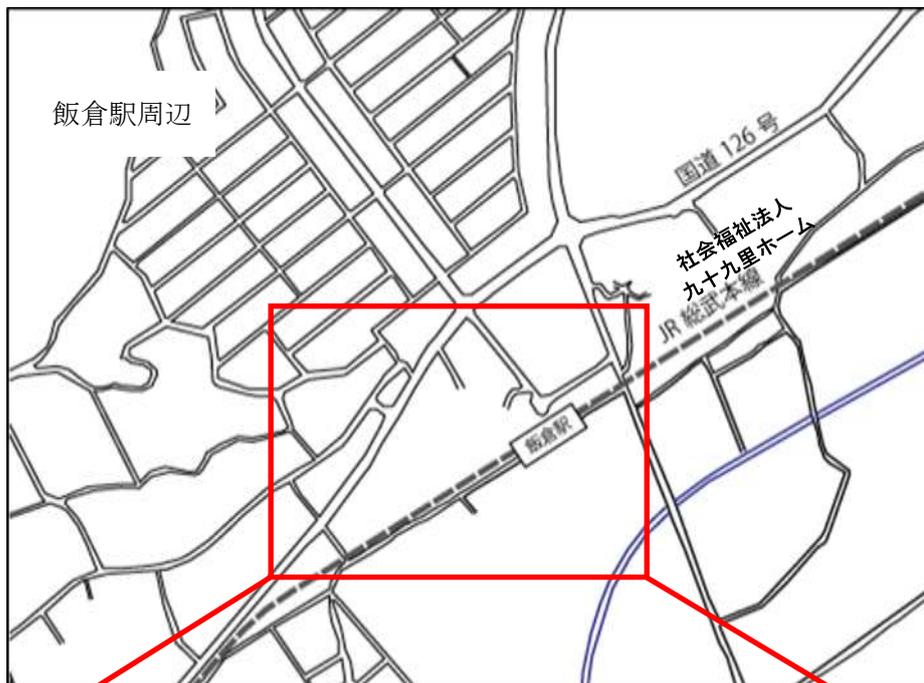


(2) 事業地

JR 総武本線「飯倉駅」隣接地（旧ショッピングセンター跡地）
敷地面積 約 1.8 ha



(3) 地域再生推進法人（市と協力して地域再生の推進に取り組む組織）
社会福祉法人九十九里ホーム（平成29年7月指定）

(4) 飯倉駅前地区まちづくり協議会

① 概要

地域の合意形成と、匝瑳市版生涯活躍のまち事業計画（以下「事業計画」という。）の協議等を行うために、社会福祉法人九十九里ホームが設置した任意団体

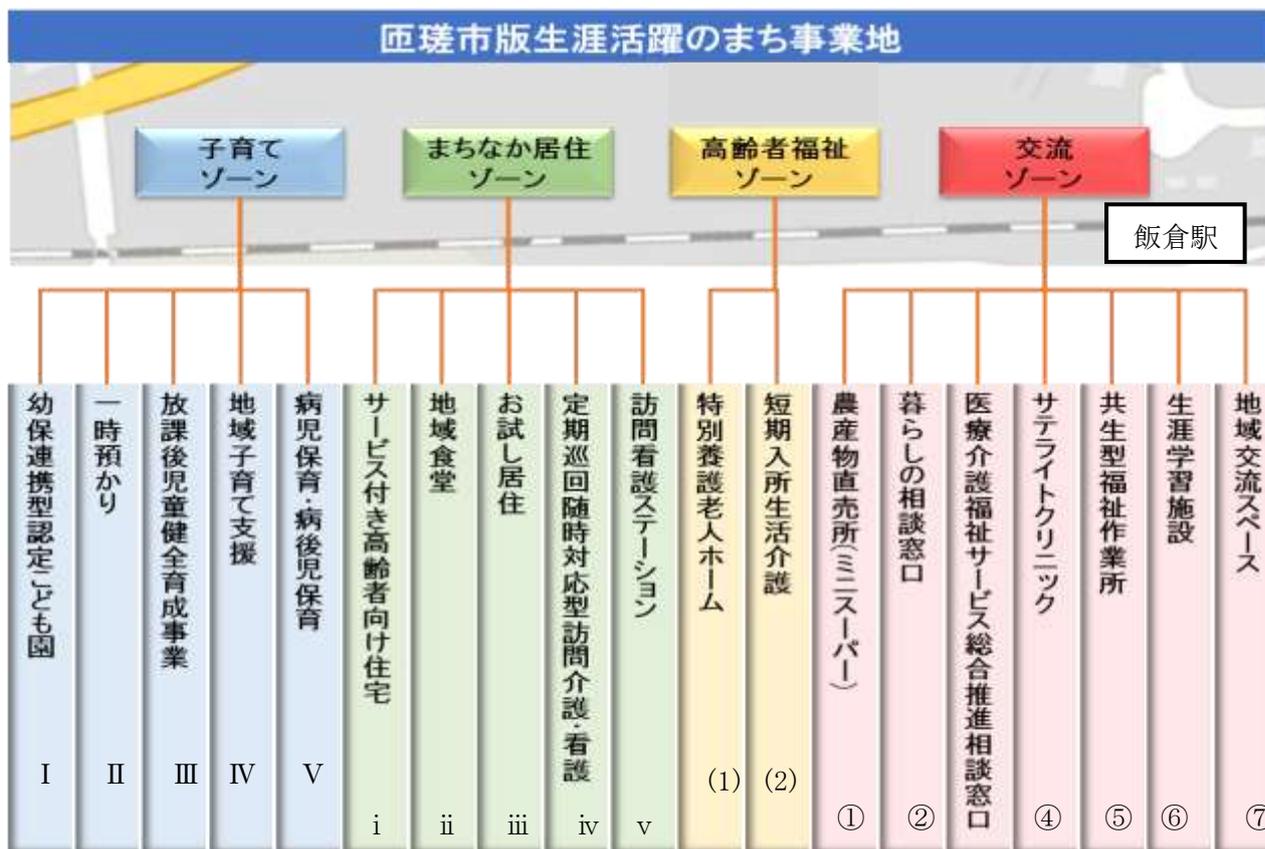
② 構成

社会福祉法人九十九里ホーム、金融機関、地域住民、学識経験者等の委員13人で構成

(5) 事業計画の概要

① 計画期間 平成29年度～令和3年度(5年間)

② 事業概要 4つのゾーンと施設機能概要



③

③ 施設規模、開設予定年度等

- ア 幼保連携型認定こども園 定員120人(平成30年度)
- イ サービス付き高齢者向け住宅 50戸程度 (令和3年度)
- ウ 広域型特別養護老人ホーム 定員100人(平成31年度)
- エ 地域交流拠点施設 (令和3年度)

内容	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
子育てゾーン	設計等	建築・工事	運営			
まちなか居住ゾーン	計画案作成	計画作成	設計等	建築・工事	運営	
高齢者福祉ゾーン	設計等	建築・工事	運営			
交流ゾーン	計画案作成	計画作成	設計等	建築・工事	運営	

(6) 事業費等 (現段階の概算)

ア 事業費総額	約48億円
イ 国県補助金総額	約8.7億円
ウ 市負担総額	約1.3億円(実質市負担額 約1億円)
エ 施設整備主体負担総額	約38億円
(社会福祉法人九十九里ホーム)	

3 令和元年度地方創生推進交付金事業(実績額)

合計12,990,017円

- ① まちづくり協議会・専門部会運営補助
まちづくり協議会委員報酬等運営費・進行事務等外部委託費
496,999円
まちづくり協議会3回開催・専門部会(同協議会の下部組織)2回開催
- ② 有識者等意見交換会等費用補助
有識者招聘、意見交換会等事務費・進行事務等外部委託費
192,182円
- ア 開催日 令和元年12月14日(土)
イ 場所 社会福祉法人九十九里ホーム
ウ 講師 田城 孝雄氏(放送大学大学院教授)
エ 演題 地域包括ケアシステムから持続可能な地域共生社会へ
オ 参加者 31人
- ③ 地域再生推進法人による生涯活躍のまちのPR・プロモーション活動補助
ホームページ作成等委託・PR・プロモーション活動費委託費
2,996,668円
- ア ホームページ作成
ホームページ作成により匝瑳市版生涯活躍のまち形成事業の周知や移住希望者への情報提供の拡充が図られた。
- イ 情報誌の作成と配布
郵便局活用情報誌の製作・配布により匝瑳市の魅力を発信し、消費者等の認知向上及び移住・交流人口の拡大が図られた。
- ④ 住民説明会費用補助
住民説明会費用・進行事務等外部委託費 181,790円
生涯活躍のまちを地域住民等に周知するため、2回の住民説明会を開催した。
- ア 第1回
(ア) 日時 令和2年1月18日(土)
10時~11時5分
(イ) 場所 社会福祉法人九十九里ホーム
(ウ) 人数 11人

イ 第2回

- (ア) 日 時 令和2年1月18日(土)
13時30分～14時45分
(イ) 場 所 社会福祉法人九十九里ホーム
(ウ) 人 数 4人

⑤ 地域再生推進法人によるコーディネーターを確保するための人材確保事業等補助

人件費・研修費 3,644,039円
移住者の活躍及び健康維持を支援するコーディネーターを雇用した。

⑥ 地域再生推進法人による地域交流拠点施設の設計料補助

地域交流拠点施設の設計料補助額 4,484,000円
地域交流拠点施設の設計を行った。

⑦ 地域再生推進法人によるコーディネーターの雇用に係る備品費用補助

備品費 994,339円
コーディネーター雇用に伴い、事務備品を購入した。

4 現況等

(1) 幼保連携型認定こども園(平成30年4月開設)



(2) 広域型特別養護老人ホーム(平成31年4月開設)



5 施設の整備状況について

- (1) これまでは令和2年度にサービス付き高齢者向け住宅及び地域交流拠点施設の運用を開始する計画であったが、実施主体が実施する入札行為や開発許可等の関係で調整に時間を要し、整備完了と運用は令和3年に後ろ倒しになる見込みである（上記「2 匠瑤市版生涯活躍のまち形成事業 (5) 事業計画の概要 ③ 施設規模、開設予定年度等」のとおり）。
- (2) こうした整備状況に伴い、地方創生推進交付金実施計画上のKPIについて、変更する必要が生じている。
- (3) なお、目標に掲げたKPI自体を下方修正するものではない。目標値を次年度に繰り越し、計画の最終年度である令和3年度における最終的なKPIの達成を目指す。